

工事について平成 30 年 4 月 1 日以降の入札公告から

受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示するものとします。

1 趣旨

社会保険等への加入を一層推進していくために必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であり、公共工事標準約款において受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することが標準化されたことから、市営建設工事（上下水道局工事）においても約款を改正し、請負代金内訳書に法定福利費を明示し発注者へ提出するものとします。

2 内容

○盛岡市工事請負契約約款を改正

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

○工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式を追加

様式第3号 請負代金内訳書

3 法定福利費の明示にあたっての留意点等

国土交通省ホームページ を参照してください。

○建設業における社会保険加入対策について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

○「法定福利費を内訳明示した見積書」について

<http://www.mlit.go.jp/common/001157839.pdf>

○標準約款の改正

<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>